

# 1870年代における日清間の外交案件としての 琉球帰属問題

山城智史

## 一 はじめに一先行研究の動向とその課題

一国における時代区分のターニングポイントをその国の「システムの変化」に置くのなら、日本の江戸幕藩体制から明治天皇体制への移行もその一つと言える。明治政府は近代国家構築のために喫緊の課題として国際的には不平等条約の改正、辺境地域の領土画定、殖産興業の発展を掲げ、国内的には学制、徴兵制、地租改正の整備を掲げた。領土画定では地理的な国家統一のために北海道（蝦夷）と琉球（沖縄）がその対象となり、琉球は明治初期における琉球処分という明治政府の政策のなかで日本へと統合されていくのである。

琉球処分とは、明治政府が一国として機能していた琉球国を暫時的に琉球藩（1872年～1879年）とし、さらに沖縄県へと本格的に日本へと組み込んでいく明治政府の一連の措置である。琉球処分に関する日本側の研究は、資料の収集及び整理を含めて、これまでである一定の成果をあげたと言える。<sup>(1)</sup> その研究は主に「明治政府による国内政策としての琉球処分」<sup>(2)</sup>、「琉球処分をめぐる琉球国内部の動向」、「琉球処分論」、「国際関係における外交問題としての琉球帰属問題」に分けることができる。明治維新の時期区分設定に諸説あるように、扱う資料や歴史的意義の解釈によって琉球処分の始期と終期についてもその見解がわかれている。本稿では、明治政府が遂行した琉球処分という国内政策が国際的要因によっ

て、国内という枠を超えて琉球処分から琉球帰属問題へと変遷する歴史的プロセス及びその問題点に焦点を当てる。元来、このテーマは相手国及び第三国の資料を扱うため、『日本外交文書』をはじめとする日本側の資料に転載あるいは日本語翻訳版に頼ることもできた。本稿ではより正確を期すため、外国資料の原文にあたり、外交案件としての琉球帰属問題についての分析を試みる。琉球処分研究はその扱う史料の種類により必然と日本史、中国史、世界史と研究対象となる範囲も広がってくる。例えば、『日本外交文書』の「琉球所属ニ関シ日清両国紛議一件」事項に記載されている資料の国名や関係人物を見ると、琉球処分に包括されている問題が世界史の範囲に及ぶことは一目瞭然である。また、「琉球所属ニ関シ日清両国紛議一件」事項以外の「条約改正ニ関スル件」「日清修好条規通商章程改正ニ関スル件」「朝鮮開港ニ関スル件」「露国領樺太へ本邦人出稼ニ関スル件」等を時系列的に並べてみても、琉球処分は明治政府が抱える数ある外交案件の一つに組み込まれていることがわかる。一つの国家にとって外交案件は常に国際関係の中で同時進行に処理されているため、純粋な意味での二国間のみで構築される関係は皆無と云ってよい。

本章では外交案件としての琉球帰属問題研究の位置を明らかにするために、二人の研究者の先行研究を分析する。当時、日本と清国は琉球帰属問題の当事者であったため、関連資料が比較的豊富であり、さらにその問題に対する関心の所在は必然と現代にも引き継がれている。日本政治史からの国内政策としての琉球処分研究というアプローチに加え、中国近代外交史からの琉球帰属問題としての研究も少なくない。明治政府が遂行した琉球処分政策は、日本に残っている資料のみならず、中国にもその当時の様子が外交文書や個人の書簡や日記として残されている。本章では外交案件としての琉球帰属問題に関する古典的な先行研究として、植田捷雄「琉球の帰属を繞る日清交渉」(『東洋文化研究所紀要』2, 1951年)、三国谷宏「琉球帰属に関するグラントの調停」(『東方学報』京都

第十冊第三分、東方文化研究所、1939年）の研究論文を取り上げる。

## 国際法と国際関係からのアプローチ

琉球処分が琉球帰属問題として国際性を帯びることによって、その決着は外交交渉の末、日清両国が定める条約に委ねられた。そもそも「琉球処分」という言葉は、明治政府が作り出した言葉であり、必ずしも現代語の「処分」とは完全に一致するとは限らない<sup>(3)</sup>。あるいは明治政府が意図的にその本質を隠すために「琉球処分」と銘打った可能性も否定できない。植田は早くから琉球処分の本質を見抜き、琉球処分を「日本の琉球併合計画」と表し、国際法的な観点から「併合」、「琉球帰属問題」という言葉を使用している。つまり、日本が辺境の一つである琉球を自国の一部として取り込み、それに対して清国が反応し、日清間で領土問題として浮上したという認識である。「明治維新以後、日清戦役に至る日清外交は、琉球の帰属問題によって代表せられると称しても差支えない。それほど、この問題は当時、両国にとって重大な関心事であったのみならず、日本の中国に対する領土的発展の第一歩をなすものとして重要な意義がある<sup>(4)</sup>」として、国際法と国際関係の面を強調している。日本側資料として『日清交際史提要』、『日本外交文書』『台湾琉球始末』、中国側資料としては『李文忠公全集』『清季外交史料』を利用し、琉球が日本と清国との間で両属的地位にあること、琉球併合から台湾事件及び台湾出兵、李鴻章の対応、米前大統領グラントの介入及び調停、琉球条約案の交渉妥結から清国の調印拒否、琉球帰属問題の消滅、日清間における琉球帰属問題に対する論点の違い（①琉球の帰属に関する両国の見解の相違、②日本領土権確立の法理的根拠、③琉球が第三国と締結した条約、④日清修好条規第一条、⑤朝貢封冊、⑥廢藩置県、⑦何如璋の暴言問題）を提示し、琉球帰属問題の一連の流れを広い範囲で網羅している。植田は「若し、この条約が有効に締結せられたならば、琉球の帰属は明瞭な条約的根拠を持つに至ったのであるが、不幸にも清国の調印拒否によってその希望は

失われたのである。爾来、二三回の非公式交渉は見られたが、正式交渉なきままに、国際関係の推移により清国は遂に琉球に対する主張を断念して今日に及んだ」と、当時の現代的国際関係の問題と結びつけて、未決のまま終局を迎えた琉球帰属問題が現代に及ぼす影響を危惧している。こうした指摘は、国際法の観点から「琉球が日本に属する」という強い法的根拠を欠いたまま当時(1951年)に到っていることを示し、琉球をめぐる国際問題が再度浮上することを暗示しているように思われる。しかしながら、植田の論文は基本的に国際法、国際関係に依拠したアプローチであり、システム全体を鳥瞰するものではない。このような植田の論点は中国が構築した冊封体制という伝統システムと、西欧諸国が持ち込んだ条約体制という近代システムとの根本的な齟齬が、結果的に琉球帰属問題を未決に導いたという可能性の示唆が欠如していることは否めない。しかし、別の観点から見ると、琉球帰属問題を研究対象とした際、条約体制という一つの世界観からのアプローチの限界を提示していたと言える。

### 第三国介入からのアプローチ

琉球処分研究は先行研究や資料も豊富であるが、いまだ明確な解答に到っていない課題がいくつかある。その一つが米国前大統領・グラント(Ulysses Simpson Grant)と深く関わる「琉球分割案」である。日清両国が琉球帰属問題で互いの主張を繰り返し、交渉も決裂していた頃、世界旅行中のグラントが清国と日本を訪れ、両国から問題解決への打開策の相談を受けることになる。いわゆる「グラント調停」と呼ばれるものである。三国谷の研究以後、グラントに関する資料はほぼ日本側と中国側に依拠されており、この分野の研究はあまり大きな進展は見られない。実際、日本側の資料にグラントの書簡が掲載されているが、それはあくまでもグラントが日本や清国を意識して書いたものであり、アメリカ国内で日清関係をどのように捉え、どのように琉球帰属問題に介入していく

か、その対応と狙い、ひいてはアメリカの日清両国を中心とするアジア戦略の道筋などは到底見えてこない。グラントが前大統領という身分で、すでに現役から退き、政治から一線を引いていたという背景も大きな要因の一つである。そのため琉球帰属問題の解決案としてグラントから提起されたとされる「琉球分割案」についても、「二分割案」(琉球群島の北部と本島を日本が管轄し、南部の宮古島・八重山諸島を清国が管轄する)、「三分割案」(琉球群島の北部を日本が管轄し、本島には琉球国を再建し、南部の宮古島・八重山諸島を清国が管轄する)のどちらをグラントが提案したのか、そもそもグラントは「琉球分割案」を提起したのかという根本的な疑問もいまだ解決されていない。三国谷が結論として出した「固より想像ではあるが何如璋にビンハムが何等か解決案を告げたとすればこの二島分割案ではなからうか。ビンハムが二島分割案を何如璋に提示し、何如璋がこれを誤解或は加筆して李鴻章、総理衙門に報じたのではあるまいか。前述の如く三分案は李鴻章によって竹添に主張されたが、それ一度だけで其後これに関する折衝はなかったやうである。李鴻章が牽制策として言ったに過ぎないとすれば、立消えになった所で敢て不思議ではない」と、米国駐日公使・ビンガム(John A. Bingham)から清国駐日公使・何如璋に提起した可能性を示唆しているが、あくまでも「想像」の域を出ず、決定的な論拠としては乏しいと言わざるを得ない。この問題に対して西里喜行は「もっとも、グラントが日本滞在中に具体的な調停案を日清両国に提示したのかどうか、提示したとすれば琉球二分割案であったのか、三分割案であったのか、必ずしも明らかではない<sup>(6)</sup>」と述べ、明確な結論を見送っている。ちなみに、井上外務卿からビンガムに「琉球三分割案」を何如璋へ実際に提起したかどうかを問い合わせた資料が<sup>(7)</sup>残っている。それに対して、ビンガムは「I did not on the 20<sup>th</sup> of July 1879, or at any time, make an official or personal proposition to Mr. Ho-Ju-Chang for the settlement of the Lew Chew question on the terms mentioned in the translation which you enclose with your note of the 19<sup>th</sup> instant, or on any other

terms.」と琉球帰属問題の解決方法については個人的にもオフィシャルにも何如璋に対して具体的に明言していないと回答している<sup>(8)</sup>。さらに、西里は「二分割案については清国側が難色を示した上に、三分割案については日本の同意が得られないと判断したため、グラントは結局正式には具体的な調停案を提示しないまま、日清両国の直接折衝に委ねたものと思われる<sup>(9)</sup>」としている。三国谷論文から70年以上も経った現在に到っても、その明確な解答は出ていない。その原因はやはり一人のアメリカ人の言動の有無について、その根拠となる資料を日本と清国の内部資料に依拠せざるを得ないからであろう。この研究状況は中国国内の先行研究においても同じ状況が言える。本稿ではこの問題を明らかにすることはできないため、今後の課題としたい。

ここまで見てきたように、植田、三国谷両氏による研究成果は琉球処分が国内政策という日本史の枠を超え、世界史における国際問題としての琉球帰属問題の特質を色濃く持っていることを示唆している。

本稿では、琉球処分政策を遂行する側（明治政府）と、その対象となった側（琉球）という「主体と客体」のロジックから離れ、一つの地域が国家としての単位で、より小さな地域を取り込むプロセスそのものに焦点を当てることで、二国間で発生した外交案件がその当事者である二国のみならず、関連諸国との外交案件と密接に関わっていく過程を明らかにし、琉球帰属問題を世界史的な角度から検証することを目的とする。

## 二 日清修好条規の期限内改正と琉球分割案

日本と清国は琉球帰属問題の当事者であるため、両国で関係資料は比較的豊富と言える<sup>(11)</sup>。よってここでは琉球帰属問題が実際に外交上の問題として扱われている資料に絞り、その国際性を引き出すことにする。

特に、『李鴻章全集』には李鴻章と日本の竹添進一郎との琉球帰属問題をめぐる事前会談の筆談記録が残されており、清朝において対日政策

に影響力を持っていた李鴻章の意図を読み取ることができる<sup>(12)</sup>。日本から天津に赴いた竹添進一郎との事前会談<sup>(13)</sup>の中で、李鴻章は琉球帰属問題について「琉球之属日本、中国各史籍掌故、均未記載、即自国初至今、歴派冊封使臣往球覆命、亦未知有此事」と、琉球が日本に属するという事実は中国の史料には記載されていないとして、明治政府の琉球処分を批判した。それに対して、竹添進一郎は「是琉球為敝国隸属」「一般小国之事大国必有贈献」と日本側の「琉球は日本に属し、中国が主張する琉球との朝貢関係は属国関係とは言えない」という論理を展開した。李鴻章は一步も引き下がることなく「琉球属中国自昔已然」「天下皆知、非一時一人之私言」と「琉球が中国に属していることは、今も昔も変わりなく、これは中国だけの論理ではない」と反対意見を主張した。ここで竹添は琉球が元来日本に属するというロジックで「琉球処分の正当性」を主張し、一方、李鴻章は①「朝貢関係=属国関係」から琉球処分を批判している。つまり、両者の外交上のボトムラインは「琉球は自国の属国である」に集約されていた。また竹添は李鴻章の主張を完全に退けながらも、「但此等情節不必晝晝相争、進一之所憂則両国失和之事、東南全局從此破裂、無復收拾之日、然則生民之塗炭果何如、中堂仁高義盛、必有為両国生民維持幸福之神算、是進一所以伏請教也」と日清両国平和の必要性を唱えている。それに対して李鴻章は「但講両国宜倍敦和好、日本之意乃欲欺辱中国、吾雖欲和好、其可得耶」と日本は平和を主張しながらも領土を強奪していると痛烈に批判した。

こうして、竹添進一郎と李鴻章の事前会談は両者一步も譲らずに終えた。この会談で竹添が「琉球日本属国論」を強調したのは理由があった。それは今後の交渉において、日本の国益に直結する「日清修好条規」の期限前改正を視野に入れていたからである。つまり、明治政府は交渉の中で「何を譲り、何を得るか」という、より多くの外交カードを持つことを考えていた。そのためには、この事前会談で、ボトムラインを底上げし、交渉の中で「想定内の損失」を清朝に譲る準備を進めていたの

である。後述するが、明治政府は琉球の宮古島・八重山諸島を清朝に譲ることで、期限前に日清修好条規を日本にとって有利なように改正することを交渉の場で要求してくる。「土地を譲り、条規改正を得る」、言い換えると「領土問題で譲歩する姿勢を見せ、中国市場における通商上の利益を得る」ことを選択したのである。このことは井上馨外務卿の三条実美太政大臣宛の「琉事存案」からも明らかである。<sup>(14)</sup>

日清修好条規は日本と清国の間で結ばれた対等な条約である。明治4年7月29日(1871年9月13日)に天津において日本側の伊達宗城全権大臣代表団と清国側の北洋大臣・李鴻章が交渉し「日清修好条規」(全18条)、「通商章程」(全33条)、「海関税則」を調印した。その後、明治6年3月9日(1873年4月30日)、日本側が外務卿副島種臣を特命全権大使に任命し天津に派遣、李鴻章との間で正式に批准書が交換された。<sup>(15)</sup>「日清修好条規」は「大日本国ト大清国ハ彌和誼ヲ敦クシ天地ト共ニ窮マリ無ルベシ又両国ニ属シタル邦土モ各禮ヲ以テ相待チ聊侵越スル事ナク永久安全ヲ得セシムベシ」(日本語)、「大清国大日本国倍敦誼與天壤無窮即両国所屬邦土亦各以禮相待不可稍有侵越俾獲永久安全」(中国語)から始まるが、「両国ニ属シタル邦土」と「両国所屬邦土」に関して日本語と中国語の翻訳上では同じ意味を指しているにもかかわらず、朝鮮、ベトナム、琉球といういわゆる「朝貢国」が「属」という漢字の意味に当てはまるかで、後々に問題を引き起こすことになる。また両国相互に認めた外交使節と領事の駐在については「両国秉権大臣ヲ差出シ其眷属隨員ヲ召具シテ京師ニ在留シ或ハ長ク居留シ或ハ時々往来シ内地各処ヲ通行スル事ヲ得ベシ其入費ハ何レモ自分ヨリ拂フベシ其地面家宅ヲ賃借シテ大臣等ノ公館ト為シ並ニ行李ノ往来及ヒ飛脚ヲ仕立書状ヲ送ル等ノ事ハ何レモ不都合ナキ様世話イタスベシ」(第四条)と定め、外交使節の往来は認めているが西欧諸国のような商人の往来は認められていない。また領事裁判権の認可については「両国ノ開港場ニハ彼此何レモ理事官ヲ差置キ自国民ノ取締ヲナスベシ凡家財産業公事訴訟ニ干係セシ事件ハ都テ其裁

判ニ帰シ何レモ自国ノ律例ヲ按シテ糺辦スベシ兩國商民相互ノ訴訟ニハ何レモ願書體ヲ用ユ理事官ハ先ツ理解ヲ加ヘ成丈ケ訴訟ニ及バザル様ニスベシ其儀能ハザル時ハ地方官ニ掛合ヒ雙方出會シ公平ニ裁斷スベシ尤盜賊欠落等ノ事件ハ兩國ノ地方官ヨリ召捕リ吟味取上ケ方致ス而已ニシテ官ヨリ償フ事ハナサザルベシ」(第八条)と定め、西欧諸国がアジアに持ち込んだ自国に有利な治外法権の一種が反映されている。日清修好条規及び通商章程、海關稅則は日清兩國にとって対等な内容であったが、この条約には日本が要求した最惠国条項がなく内地通商が認められなかったことから、西欧諸国並みの待遇を目指していた日本は調印当初から不満を抱いており、1871年の調印から約2年後の1873年によく批准書を交換した。

日本は日清修好条規の調印後も、機会を見ては調印内容を変更しようと試みた。しかし、そのたびに交渉は決裂し、その望みは叶わなかった。そこで琉球帰属問題を絶好の機会と判断し、条約改正に注力することになる。井上外務卿によると、この「琉事存案」はそもそもグラントの提案による「互讓ノ主旨」に基づくもので、ここでいう「互讓」とは、「琉球分割案」<sup>(16)</sup>を指している。しかし、「克蘭氏ハ清政府ニ向テ大使派遣ヲ懇懇スト雖モ彼レハ専ラ之ヲ避ケント欲スルノ色アリ」とグラントが清国側から大使を派遣させることに難色を示していた背景がある。なぜなら「弁法若シ妥協ニ至ラサル時ハ全局忽チ破裂シテ其ノ任ニ当タル者責ヲ内外ニ得ルノ恐レアルヲ以テナリ」と、グラントは清国側から大使を派遣させて万が一交渉が決裂した場合、その責任の所在を内外に求め、すでに大統領という一線から身を引いたグラントに米国政府としての責任が及び、事態が複雑になることを危惧していたからである。「我モ亦強ヒテ彼レノ好マサル所ニ出ツルヲ要セス」と、この場はグラントの意向を汲み取るためにも、「宍戸公使ニ委任シテ弁法ヲ商議セシムルヲ穩當ノ処置トス」と交渉には宍戸公使を派遣するとした。

しかし、グラントの意向は「単ニ琉球処分上ニ就キ勸説シタルモノニ

シテ之ヲ他事ニ波及スルノ意ニ非ズ」と、あくまでも日清間で問題となっている琉球帰属問題に関する解決案であることを認めながら、「更ニ一步ヲ進メ互譲ノ報酬トシテ彼ニ辛未年定ムル所ノ条約ヲ試行期限内ニ改正シテ我カ一般改約ノ日ニ当タリ異議ヲ立テサルヲ要求シ更ニ我カ商民ヲシテ西洋ノ各商ト清国ニ於テ同一ノ権利ヲ得セシムル事ヲ允許スルヲ望マントス」とした。つまり、清国内の通商関連事項において、清国が西洋諸国に与えている条件を日本の商人にも適用させるように日清修好条規を期限内に改正することを「互譲ノ報酬」として要求することを提示した。言い換えると、日本が琉球の一部である宮古島・八重山諸島を日本から清国へ譲渡する代わりに、通商方面において清国から日本へ便宜を図るよう要求するというものである。ここから見てわかるように、琉球帰属問題と日清修好条規の期限前改正が密接に結び付いている。

当然ながら、井上外務卿も清国がそう簡単にこの条件をのむとは考えておらず、「条約ノ改正タルヤ事体最重大ニ涉リ且未タ其ノ期限ニ至ラサルヲ以テ清政府ハ容易ニ之ヲ肯ンセサルヘシ」と交渉が難航することを予想している。よって「条約改正ノ名ヲ避ケ特ニ其ノ実利ノミヲ得ル為メニ条約ノ追加ヲ要求セハ其ノ事体稍ヤ鄭重ノ姿ヲ免カレ或ハ清政府ヲシテ応諾セシムルヲ得ヘシ」と、日清修好条規を期限前に「改正」するのではなく、あくまでも「増加」という名目で交渉を進め、実質的な「条約改正」をカモフラージュしようとした。以下のように、その具体案を提示した。

因テ仮リニ追加条約ヲ以テ甲案ト定メ別ニ竹添進一郎ヲ派シ密ニ李鴻章ニ面晤シ其応答ヲ察セシメ一面ニハ宍戸公使ニ委任状並ニ内訓条ヲ送付シ進一郎ヨリノ通知ヲ待テ宍戸公使ハ直ニ総理衙門ニ向テ論説ヲ尽クシ其甲案ヲ獲ルヲ以テ目的ト為サシム

井上外務卿は、交渉の前に、竹添進一郎から李鴻章へこの「甲案=追加条約案」を打診させ、李鴻章から了承を得たうえで、宍戸公使が総理衙

門との交渉に臨むように指示した。それでも清国が追加条約案に承諾しないことを想定し、「清政府ニ於テ我カ甲案ヲ応諾セサルトキハ如何」と題して、日清修好条規の交渉時、李鴻章が内地通商の件を条約に組み込むことを断固拒否した背景を踏まえ、次のことを述べた。当時、李鴻章は「日清ノ両国ハ相去ル較ヤ近キヲ以テ両国ノ商民互ニ相往來スルヲ得彼ノ西洋諸国彼レヨリ來ル事有テ我レヨリ往ク事ナキ者ト廻カニ差別アリ故ニ両国ハ必ス互相ノ条約ヲ結フヘシ内地通商ノ件ハ元來西人ニ威逼セラレ巳ヲ得ス承允シタル者ニシテ他年条約ヲ改正スルノ日之ヲ停止セント欲ス且日清ノ両国各々開港場ニ乏シカラス通商ノ便利ハ彼此開港場ヲ限リトシテ十分ノ生活ヲ得ルニ足ルヘシ」と、①西洋諸国と日本ではその距離が異なり、西洋諸国が清国に来て通商することはあっても、清国から西洋諸国に行くことはないが、日清両国の場合はお互いの商人が頻繁に行き来するため必ず相互平等でなければならない、②西洋諸国に与えた内通通商は情勢上仕方がなく認可したもので、条約改正の際には停止する予定である、とこのようなロジックで明治政府の要求を退けていた。

井上外務卿は今回も李鴻章が同じようなロジックで「追加条約案」を拒否することを想定し、もし話が折り合わないときは「我レモ亦互讓ノ議ヲ止メ和好ヲ破ルニ決心セン」と強硬姿勢を見せている。その理由として「内地通商ハ固ヨリ我カ商民ニ利アリト雖トモ今日ノ実況ニ就テ之ヲ觀察スルニ我カ国ノ産物ハ彼レノ通商地ニ於テ悉ク之ヲ售清スルニ足ル而シテ其ノ内地ニ消費スルハ皆清商ヨリ運販スルモノニ係ル清商大概狡猾ニシテ関カヲ偷漏シ納税ヲ免カルルノ術ニ熟ス故ニ内地ニ輸入シテ利ヲ得ル多シトス今我カ商民躬カラ内地ニ運販スルヲ得ルモ関カノ厘金運送ノ費用等ヲ通算スルトキハ之ヲ開港場ニ在テ售清スルニ比較シ未タ巨大ノ利ヲ加ユルヲ見ル能ハス」と現状から清国との内地通商のメリットとデメリットを述べたうえで、「内地通商ノ件ハ以テ国家和戦ノ決ヲ為スニ足ラサルナリ」とし、もし「甲案終ニ志ヲ遂クル能ハサルニ帰ス

ルトキハ已ム事ヲ得ス」と、上記に述べた要因を考慮した場合、「追加条約案」が成功しなくてもある程度は想定内であるとしている。

しかしながら、「我国ニ於テ西洋各国ト条約ヲ改正スルノ日ニ当タリ外人ニ施行スル所ノ法律税則ハ辛未ノ条約試行年限中ニ在ルニ拘ハラス清国必ス之ニ俯就ス可キノ約ヲ結フニ止マルヘシ」、「今西洋各国ト新ニ条約ヲ改正セントスルニ当タリ独り清国ハ仍ホ試行ノ期限内ニ在リ辛未ノ年ヨリ数ヘ明治十六年ニ非サレハ改正ヲ要求スルヲ得ヘカラス」、「清国独り改正ニ漏ルトキハ他ノ西洋各国ト改正スルモ貿易出入ノ際西商ハ清商ヲ仮テ以テ名ヲ託シ称ヲ冒シ税則ヲ脱漏スルノ地トナシ姦詐輒スク其間ニ行ハレ我レニ於テ実利ヲ失フノミナラス或ハ交際上紛議ヲ醸生スルノ媒トナランモ亦未タ料ルヘカラス」と述べ、①日本が清国に対して西洋諸国と同等の内地通商の権利を獲得する、②日本と西洋諸国が条約改正をした際には、その変更された通商に関する法律を清国にも適応する、この2点の内、たとえ①が実現できなくても、②に関しては譲歩せずに必ず清国に要求するとした。

いずれにしても日清修好条規の期限内改正を実現しなければならず、「今日ニ在テ此ノ葛藤了局ノ機会ニ乗シ必ス辛未ノ年定ムル所ノ試行期限ヲ破リ清国ヲシテ我カ一般改約ノ時ニ至リ独り異論ヲ立テサラシメン事ヲ要ス」と今回の琉球帰属問題に乗じて日清修好条規の期限内改正に執着していることがわかる。さらに「此ノ事亦清国ニ於テ多少抗論アル可シト雖トモ我レニ在テハ実ニ最大緊要ノ事ニシテ発論ノ後一步モ退譲ス可カラス以テ必成ヲ期スルノ極点トス」、「此ノ議猶ホ成ラサルニ至ルトキハ断然我カ互譲ノ議ヲ停メ更ニ好意ヲ保全スヘキノ道ナキヲ表明スヘシ」と強硬な姿勢がうかがえる。ここからわかることは、明治政府にとって喫緊の最重要課題はあくまでも日清修好条規の期限内改正であり、琉球帰属問題（宮古島・八重山諸島の割譲）はそのための外交カードの一つにすぎなかったことである。

その後、井上外務卿は正式に宍戸璣に「特命全権公使」を任命する内

訓条を送り、総理衙門との交渉における基本的なスタンスを示した。<sup>(17)</sup>

まず琉球処分については、「琉球ノ一案ハ固ト我政府自主ノ公権ニ依テ処分スル所ニシテ毫モ他邦ノ干渉ヲ容ル可キニ非ラス」と琉球処分の正当性を主張し、清国から干渉されることではないとした。しかしながら、「美国前統領ノ從中勸解ノ旨趣ニ基ツキ妥議ニ涉ラン事ヲ開陳セリ我政府ハ初メヨリ兩國ノ和好ヲ保全スルヲ以テ主義トス清国既ニ前統領ノ勸解ニ從ヒ以テ無事ニ局ヲ結ハントスルハ我カ満足スル所ナルヲ以テ即チ今回総理衙門ニ照覆シ我政府ノ同意スル旨ヲ述ヘタリ」と米国前大統領グラントの勧めもあり、清国としても日清両国の平和を望む意思を表明したこともあり、今回の交渉に同意した。交渉の課題として、「其照弁ノ法如何ト云ニ至テハ清政府ニ於テ未タ揚言スル所アラス而シテ我亦甚タ難ニスル所ナリ」を挙げ、具体的な解決案を総理衙門から提示されていないことを指摘している。

次に最重要課題である日清修好条規の期限内改正については、「抑両国現存ノ条規ニ拠ルニ他ノ各国人民ニ准許スルモノ却テ兩國ノ間ニ准許セサルモノアリ甚タ其ノ平ヲ失ヘリトス」、「西人ト我人民ト清国ニ得ル所ノ便否ヲ比較スレハ大ニ相逕庭セリ西人ニハ内地通商ノ准許アリ特惠潤及ノ明文アリ我人民ハ独り制限アルヲ以テ常ニ西人ノ為メニ壟断ヲ占メラレ我邦ノ貨物ハ自ラ市場外ニ驅逐セラルルノ勢アリ此レ最モ和好善隣ノ友誼ニ背馳セルモノニシテ我人民此ヲ以テ往往不快ノ念ヲ抱クニ至ル其ノ兩國修好ノ本意ヲ失フ亦タ甚シ故ニ我政府ハ切ニ清国ヨリ西人ニ准許スル所ノモノヲ挙テ我人民ヘモ均シク准許セラレン事ヲ請求スルナリ」と日本が清国国内における通商で西洋諸国と差別されている現状を述べ、最恵国待遇を主張した。その交換条件として、「清国ニシテ我カ請求ニ応セラレハ我政府ハ親睦ヲ将来ニ厚スルカ為メニ琉球ノ内清国地方ニ接近シタル宮古島八重山島ノ二島ヲ以テ之ヲ清国ニ属シテ兩國ノ界域ヲ画定シ疆場ノ紛紜ヲ永遠ニ杜絶スヘシ」と宮古島と八重山諸島の割譲を提示している。「抑琉球廢藩ノ挙ハ大号ニニ発シ中外人ノ皆知ル

所ニ係ル今琉球全部ノ殆ント一半ヲ占ムル所ノ二島ヲ挙ケ以テ清国ニ属スルハ我国ニ於テ最モ至難ノ事タリ」と日本は自国の領土である琉球の半分を占める二島を清国に譲渡するという極めて難事を処理しようとしているのであり、その一方で清国は「而シテ清国ニ於テハ既ニ数年来他ノ各国ニ許可スルモノヲ以テ今我人民ニ及ホスモ固ヨリ其国ニ取りテ軽重スル所ナシ」とすでに西洋諸国に許可している権利を日本にも同様に許可するだけの簡単なことであり、「我レ勉強シテ其ノ至難ノ事ヲ為シ以テ好意ヲ表シ清国ニ其ノ軽重スル所無キノ准可ヲ望ムハ決シテ不相当ニ非サルヲ信スナリ」と清国にとって通商上の条約改正は決して難しいことではないと述べている。

その後、竹添進一郎と李鴻章が再び事前会談の場を設け、<sup>(18)</sup> 紆余曲折を経て琉球帰属問題と日清修好条規の期限内改正案はいよいよ北京での本交渉へと向かっていった。

1880年8月18日から合計8回に渡って進められた交渉は、同年10月21日に幕を閉じた。宍戸公使は井上外務卿宛に(1) 両島交付酌加条約専条(2) 増加条約(3) 憑単(予約ノ件)(4) 附単(両島交付手続ノ件)、「以上四通ノ書面交換此一条了結候事ニ議決候萬政府御趣意ノ通ノ結果ヲ得候」と報告した。<sup>(19)</sup> その後、井上外務卿は井上毅から条約に関する具<sup>(20)</sup>体的な報告を受け、それを三条実美太政大臣へ上申した。

### (1) 「球案条約擬稿」

大清国大日本国以尊重和好、故将琉球一案所有従前議論置而不提、大清国大日本国共同商議、除冲繩島以北属大日本国管理外、其宮古八重山二島属大清国管轄、以清两国疆界、各聽自治、彼此永遠不相干預

大清国大日本国現議酌加两国条約、以表真誠和好之意、茲大清国欽命總理各国事務王大臣、大日本国欽差全權大臣勲二等宍戸各憑所奉上諭便宜弁理、定立専条、画押鈐印為拋、現今条約、応由两国御

筆批准，於三箇月限内在大清国都中互換，光緒七年正月明治十四年二月交割兩島後之次月開弁加約事宜

(2)「加約擬稿」

大清国，大日本国辛未年所訂条約，允宜永遠信守，惟以其内条款有須一二變通，是以大清国欽命總理各國事務王大臣，大日本国欽差全權大臣勳二等宍戶各遵所奉諭旨，公同會議酌加條款，所有議定各条開列於左：

第一款

兩國所有与通商国已定条約内載予通商，人民便益各事，兩國人民亦莫不同獲其美，嗣後兩國与各國如有別項利益之處，兩國人民亦均霑其惠，不得較國有彼厚此薄之偏袒，此国与他国立有如何施行專章，彼国若欲援他国之益，使其人民同霑，亦應於所議專章一体遵守，其係另有相酬條款纔予特優者，兩國如欲均霑，当遵守其相酬約条

第二款

辛未年兩國所定修好条規及通商章程各條款，与此次增加条項有相碍者，当照此次增加条項施行

現今所立加約，應由兩國御筆批准，於三箇月内在大清国都中互換

(3)「憑單擬稿」

兩國通商事宜有与他通商各國隨時變通之處，彼此預為言明，嗣後此国有将与他各國現行条約内管理商民，查弁犯案各款，暨海關稅則更行酌改，俟与他各國訂定後再行彼此酌議，因此預立憑單，画押為摺

(4)「附單稿」

一 大清国應派員以光緒七年正月明治十四年二月到八重山嶋地方与大日本国所派官弁，各呈示憑摺，将宮古八重山群島土地人民，一

## 併交受

一 宮古八重山群島民人在交付之際，大日本国弁応先期加意戒飭  
曉諭，使其安分，以免紛擾既交付之後，兩界民人各遵其国法例不互  
相干犯

井上外務卿は「球案条約擬稿」について、「琉球ノ中宮古八重山二島  
ヲ以テ清国ニ属シ以テ二国ノ疆界ヲ清メ從テ日清条約ヲ増加シ以テ和好  
ヲ表明スルノ專約トス」と、琉球の宮古島と八重山諸島を清国に属する  
ことを認める代わりに、日清修好条規を期限内に改正することで平和友好  
を保つことを明記した。つまり、「領土」を失う代わりに、期限内に  
条約を改正する「前例」と通商上の「利益」を得たのである。「加約擬  
稿」は第一款では、日清両国それぞれが第三国に与えた最も良い待遇（通  
商，入国，営業等）をお互いに与え合うこと（最惠国待遇）を定め、第二款  
では、今回の増加条項と以前締結した日清修好条規及び通商章程が内容  
上衝突する場合は、増加条項に従うことを定めた。つまり、日清修好条  
規締結交渉時に争点となっていた「内地通商」のことを指している。井  
上毅による「加約説明」によると、「此時伊達大使ハ彼レノ固執一朝ニ  
説破シ難キヲ以テ姑ク其議ヲ認メ遂ニ通商章程第十四十五款ニ於テ日本  
ノ商民ハ内地ニ通商スルヲ許サズ違犯スル者ハ其貨物ヲ没入スベシトノ  
明文ヲ掲載スルニ至レリ」と、日清修好条規で「内地通商」という最も  
重要な部分で日本が譲歩していることを指摘した。また、「西洋商民ハ  
特ニ自ラ内地諸部ニ入り外貨ヲ売り内貨ヲ買フノミナラズ又清国商民ニ  
託シ洋貨ヲ運スルニ洋商ノ名ヲ以テシ以テ内地厘金ノ厚税ヲ免ルルノ便  
ヲ得」と清国の欧米諸国に対する便益について述べ、「是レニ反  
シ日本商民ハ已ニ内地ニ運売スル事ヲ得ザル故ニ又從テ日本ノ貨物ハ同  
ク厘金ノ厚税ヲ課セラレ甚シキハ或ハ二重ノ税ヲ課セラルルニ至ル」  
と、清国の日本と欧米に対する待遇の違いを「内地通商」の角度から説  
明している。さらに、「西洋貨物ハ税ヲ免ルル故ニ其価モ亦廉ナルコト

ヲ得」ており、「我国ノ貨物ハ重税ヲ負フ故ニ其価モ亦不廉ナラザルコトヲ得ズ」という結果を招いており、「我国ノ商民ハ永久清国ニ於テハ他ノ各国商民ト市場ニ競争スルコトヲ得ザル下流ノ位置ニ居ルコトヲ免レズシテ其結果ハ遂ニ我国ノ富源ニ重大ナル不利ヲ與フルニ至ルハ理ノ必然ナリ」と中国市場における圧倒的不利を説いた。

そのため、「今度ノ増加条約ニ於テ均霑ノ一条ヲ設ケ及辛未条約ノ此条ト抵触スル者ヲ廢棄シタルハ設クル所一二条ニ過キズト雖モ其旧条約ノ精神ヲ一變シテ以テ各国ト併行ノ列ニ入り内地通商ノ利ヲ獲テ以テ將來永遠ノ大益ヲ占メタル者ナリ」と増加条約が既存の日清修好条規が持つ通商上の障害を改善するものであると結論を述べている。つまり、「内地通商」を結果として導くことになる「最恵国待遇」は、明治政府にとって中国市場における通商上の利益を増大させるためには必要不可欠な事項であった。また、明治政府にとって喫緊の解決案件である「欧米諸国との不平等条約の改正」を進めるためにも、「期限前」に条約を改正する前例を作ることが最優先事項の一つであった。この「加約擬稿」に対して、井上外務卿は「即チ我政府ノ要求スル所ニ叶同シタル者ナリ」と明治政府が要求していたことが実現したと高く評価している。

「憑単擬稿」は、「我カ各国ト条約改正ノ機会ニ際シ清国ト現行条約改正ノ年限ハ仍ホ数年ノ後ヲ待ツヲ以テ其年限ヲ短促スルノ要求ニ対シ彼レヨリ承認ノ證憑トシテ両国ノ大臣ノ間ニ取換スヘキノ文単ナリ」とあるように、日清両国が第三国と条約改正の際には相互に事前予告し、第三国との条約改正後に日清両国で討議し合うことが定められた。最後の「附単稿」は、「二島ヲ交割スルニ就キ期限及手續ヲ示ス為ノ約束ナリ」とあり、二島（宮古島及び八重山諸島）を清国に割譲した後の具体的な手続きを示しているが、本交渉は井上外務卿にとって日清修好条規の期限前改正による内地通商の獲得と、その前例を作ることが最大の目的であったと言えるであろう。しかし、琉球分割案と日清修好条規の期限内改正は清国側の調印拒否により、実現することはなかった。清国が調

印を拒否した一つの原因に清国とロシアとの領土問題がその背景にあった。琉球帰属問題は日清修好条規の期限内改正という通商条約と連動して国際舞台の外交案件となり、今度は清国とロシアの国際問題と連動することで一方的にその舞台から消えることになる。このような意味においても琉球処分がいかに国際性を備えた問題であったかがわかる。次章では、清国とロシアの外交交渉の成否が日清間の琉球帰属問題と連動していく過程を明らかにする。

### 三 清露外交の成否をめぐる改約分島交渉

清国とロシア間の領土問題が、日本と清国の琉球帰属問題に影響を与えたのは、琉球処分政策が国際性を持つ代表的な例の一つである。ここでは主に明治政府側の史料として『日本外交文書』と『琉球所属問題』<sup>(21)</sup>、清国側の史料として『李鴻章全集』と『清季外交史料』を利用する。

一つの国家が抱える外交案件は当然のことながらいくつも同時進行しており、その水面下には第三国が密接に関わっていることが少なくない。日本側の『日本外交文書』や清国側の『清季外交史料』を見ても明らかである。日清両国共に、イギリス、アメリカ、フランス等、解決すべき外交案件は常に縦横無尽に国内を駆け巡っていた。琉球の立場から見ると、琉球処分は琉球自身の運命を大きく左右する事件であったことは言うまでもない。琉球国内部の清国派は日本と清国を相手に持論を展開し、なんとかこれまでの「日清両属」という体制を維持しようと東京、天津、北京等で懸命に働きかけた。しかし、先述したように日本にとって琉球分割案は日清修好条規の期限内改正にこぎつけるための外交カードに過ぎず、明朝時代から続いていた中国との朝貢関係はいとも簡単に分断され、宮古島・八重山諸島が本島から切り離された。清国にとっての琉球帰属問題は、日本のように利益追従が比重を占めていたわけではないが、やはり数ある外交案件の一つとして認識されていたと言える。

『清光緒朝中日交渉史料』や『清季外交史料』には、琉球帰属問題が清国とロシアの領土問題と関連付けられている資料がいくつか確認できる。また同様に、日本側の資料『伊犁地方ニ於ケル境界問題ニ關シ露清兩國葛藤一件 明治十二年－明治十四年』を見てもその関連性は明らかである。

この時期の清国とロシアの領土問題とは「イリ事件」<sup>(22)</sup>から派生する一連の外交案件を指す。1862年、新疆全域で回民の反乱が起り、1871年には中国西北に位置するイリ（伊犁）地方の動乱を理由にロシアが同地方を軍事占領する。事態を重く見た清朝政府は左宗棠を派遣し、1875年には新疆全域を治めることに成功する。ロシアに軍事占領されたままのイリ地方を解決するために、清朝政府は崇厚を全権大使として任命し、この問題解決にあたらせた。崇厚はロシア側と交渉した結果、1879年にリバディア（Liwajia）条約<sup>(23)</sup>を調印。しかし、この条約はイリ地方の返還を実現してはいるものの、賠償金（500万ルーブル）と領土割譲において清国国内で極めて不利な内容として批判が高まり、その結果、清朝政府はこの崇厚が調印したリバディア条約の批准を拒否することに決めた。清朝政府は著しく不利なリバディア条約を拒否するかわりに、当時駐英公使であった曾紀澤を「出使俄国欽差大臣」に任命し、ロシアに派遣し再度談判にあたらせることにした。その後、曾紀澤とロシア側との交渉<sup>(24)</sup>の結果、新たにイリ条約（ペテルブルグ条約）を締結することに成功した<sup>(25)</sup>。このように清国内部においても解決を迫られた外交案件の一つにイリ事件、リバディア条約、イリ条約が一連の過程として存在し、これらとほぼ同時期に琉球処分、琉球藩から沖縄県、琉球帰属問題をめぐる日清交渉が重なっているのである。

ここでは、明治政府の中でも井上外務卿の宍戸、竹添、品川への訓令から、琉球帰属問題が日清両国の枠を超えて、相手国と第三国との外交案件と密接に関連していることを見ていく。北京で宍戸公使と総理衙門との交渉が始まって間もなく、井上外務卿は宍戸公使宛に「清魯葛藤ノ

好機ニ投シ談判方ノ件」と題する文書を送っている<sup>(26)</sup>。

在天津竹添領事ヨリ本月四日附密信ヲ以テ同人李鴻章ニ面接到候節ノ概略申越候右晤談ノ模様ニ依リ候ニ李氏ニモ今回ハ最初ヨリ逃避ニ出テ顔色語気共ニ奮ワサル趣ニ有之候右ハ必ス総理衙門ニ於テ清魯和戦ノ論紛起セシヨリ李氏ニ於テモ夫等ノ事ヲ顧慮シ萎苒退縮ノ徴ヲ露ハシ候事ニ可有之随テ総理衙門諸大臣等ノ多事困難モ想察被到候就テハ此好機会ニ投シ我方ヨリ可成手強ク談判ニ及ヒ候節ハ或ハ我企図スル如ク速ニ結局ニ可至ト存候間貴君ニ於テモ目下彼ノ弱点ニ乗シ毫モ猶予ヲ与ヘス衙門ニ迫リ御切論有之我方略ノ必成ヲ期セラレ候様至冀望候

井上外務卿は事前に受け取った竹添からの報告書を読み、イリ問題の悪化により李鴻章が非常に動揺しており、それは総理衙門との交渉の際にも有利に運ぶことができると観測し、この機会を最大限に利用して交渉を速やかに終結させることを促している。

同様に、竹添進一郎には今後の方針として「尚貴下ニモ天津ニ於テノ要務相済次第北京へ趣キ井上毅ト協議シ宍戸公使ヘ力ヲ添ヘ同公使訓令面ニ従ヒ総理衙門ニ向テ充分強ク遂談判候様御尽力有之度候」と、迅速な対応に欠ける宍戸公使と協力して交渉を一刻も早く進める旨の内信<sup>(27)</sup>を送った。また、以前に竹添が井上外務卿に提言した琉球王の「復封」については、再度強調してその必要性がないことを説いた。

七月十一日附密件第一号<sup>(28)</sup>ヲ以テ貴下ヨリ御申出相成候件々即チ万一支那ヨリ条約ノ改正ヲ承諾シ其面目ヲ立ルカ為メ領受スル所ノ二島ヲ以テ尚泰ヲ復封スヘシトノ議ヲ發シ候ハ云々又支那ヲシテ琉王ヲ二島ニ封スルヲ得セシメンヨリハ我ヨリ尚泰ヲ沖繩県令ト為スニ如カス云々等ノ義ニ付テハ既ニ七月二十八日<sup>(29)</sup>附ヲ以テ右ノ諸件ハ生ニ於テ其得策ニ非ルモノト思考候旨ヲ委細ニ申進置候義ニ付疾ク御承知ノ事ト存候婦京後更ニ内閣ニ於テ遂評議候処右ノ諸件ハ迫モ難被行事ト相決候間其廉々ハ此上貴下ニ於テモ念頭ニ

### 不止総テ抛棄被到度候

ここで注目すべきは、井上外務卿の強硬的な姿勢である。竹添は李鴻章との事前会談の中で、清国が琉球王の「復封」を持ち出してくることをある程度予想したうえで井上外務卿に提言した。実際に清国にその身を置き、李鴻章とも顔を合わせてきた竹添の提言であるにもかかわらず、井上外務卿は琉球王の「復封」を実現するのは「難題」「難問」と婉曲に回答し退けた。井上外務卿が用意したストーリーでは、外交の主導権を握っているのはあくまでも日本であり、ロシアとのイリ問題を抱えている清国ではない。このような有利な状況に加え、すでに宮古島・八重山諸島の割譲という外交カードを差し出す準備もしており、この上さらに琉球処分によって一度日本に組み込んだ琉球王を日本から切り離し「復封」させるまでもないと考えていたことがわかる。

これら上記のことは「魯清間ノ葛藤ヲ時機トシ聊モ猶予ヲ不与総理衙門ニ向テ銳意強議ヲ遂ケ収局ニ至ルヲ期シ候様被到度候」と清国とロシア両国間に起きたイリ問題を千載一遇のチャンスとし最大限に利用することを強調している。その背景には、「清政府モ魯トノ決局模様ニ因リ吾トノ事件談判ノ緩急スル略アルハ本然ニ候」と清国も同様にロシアとの交渉次第で日本との琉球帰属問題に関わる進退を決めようとしているからであると指摘している。そのため「此際機ヲ不誤談判ヲ開候方略尤御注意有之度候条前ニモ陳述候通井上毅ト俱ニ宍戸公使ヘ協力シ其勢焰ヲ被助候様呉々御配慮ノ程相願候」と井上毅と共に特命全権大使である宍戸公使に協力し、交渉を成功に導くよう述べた。

また、品川上海総領事に対しては、「目下琉事談判中ハ魯国人士殊ニ官員ニ接セラレ候節ハ成ル可ク厚ク意ヲ用ヒテ款待セラレ外面ニ示スニ日魯関係親密ノ情勢ヲ以テシ暗ニ清政府ヲシテ他日緩急事アルニ当リ日魯合従ノ嫌疑ヲ懐カシメ伊犁問題了局ノ前ニ於テ速ニ我要求ニ応セシメ候様誘導致候事目下ノ一方略ニ有之候間貴下ニモ此意ヲ体認シテ外官御接遇有之候様致度候此段申進候也」と日本とロシアが良好な関係を築い

ていることを清国に見せることで、イリ問題を抱えている清国に対して日本とロシアが軍事関係を結ぶ可能性を示唆し、総理衙門が軍事的に不利な状況になる前に琉球帰属問題を日本側の要求通りに終えることを期待している。再度繰り返すことになるが、井上外務卿にとっては琉球帰属問題も日清修好条規の期限内改正のための道具にすぎず、これらの下準備は交渉を少しでも有利に進めるための戦略であった。

北京で宍戸公使と総理衙門が交渉を始めた後、井上外務卿は宍戸公使に4つの観点から以下の機密信を送っている。<sup>(31)</sup>

### 1. 情勢の利用—清国による日露提携疑惑

「此度清魯葛藤ノ日ニ際シ我邦ト清国トノ間ニ琉球問題ノ未タ局ヲ結ハサルモノ有之候ヨリ清政府ニ於テハ深ク疑心ヲ懷キ日魯兩國相約シテ前後ヨリーノ清国ニ迫リ果シテ有事ノ日ニ至レハ日本ハ其喉ヲ扼シ魯国ハ其背ヲ折ツノ密約有之モノノ如ク妄信致シ候ヤニ被相考申候(中略)然ルニ我邦ノタメニ計ルニ當時清政府ヲシテ斯ノ如キ疑惑ヲ懷カシムルハ却テ我便益ノ大ナルモノナル可シ寧ロ此儘ニ放却致シ置キ彼ヲシテ疑心暗鬼ヲ生セシメ我ハ之ニ藉テ我欲スル所ヲ達スルノ道ヲ求ム可ク故ラニ彼カ疑団ヲ解キ我乗ス可キノ釁ヲ失フカ如キハ策ノ得タルモノナラスト相考候」

### 2. 最優先課題—日清修好条規の増加条約妥結

「琉球談判モ追々撈取ルニ從ヒ清政府ニテハ増加条約ト琉球事件トヲ並提論辦致シ先ツ琉球事件ヲ片付ケタル後増加条約ノ件ニ取掛ル手段ニ候処貴君ニテハ之ニ反シ先ツ増加条約ノ件ヲ片付ケ追テ琉球事件ニ及ス可キ方略ノ趣如何ニモ御同意ノ至ニ候始終此主義ニ從テ御談判相成度候」

### 3. 可能性の否定—中山王による琉球国再建

「唯尚泰ハ當時既ニ我邦ノ華族ニモ被列日本人ノ一名タル身分ナレハ今

更之ヲ清国ニ転籍シ再ヒ中山王ニ冊立致度様申出候共無論拒絶致ス事ニ  
候得共其他ニ就キ向徳宏ナリ又ハ他ノ一清人ナリ之ヲ冊立シテ中山王ト  
為スハ清政府ノ考次第我政府ニ於テハ其邊ニ異論ハ無之候」

#### 4. 要求の拒否一宮古島・八重山諸島の实地調査

「清政府ヨリ両島ノ戸口里程等調査ノタメ派員致候義ハ飽迄拒絶可被成  
公然タル派員ニ致セ一個ノ遊歴人ニ致セ成約ニ至ルマテハ一切承知難致  
候」

以上、井上外務卿は4つの観点から交渉を進めるよう伝えている。つまり、同じように対清領土問題を抱える日本とロシアによる清国を仮想敵国とした軍事提携説を危惧させ、交渉を有利に進めること。また、清国が日清修好条規の期限内改正に警戒していることを想定し、この案件を領土問題よりも優先して解決すること。宮古島・八重山諸島を清国に割譲し、そこで琉球国を再建するのは自由だが、すでに日本の華族に列した中山王を琉球王に戻すことだけは譲るべきではない。不毛の土地である宮古島・八重山諸島を本格的に实地調査した場合、その土地の価値が下がり外交カードとしての役割を果たさない。そればかりかその調査に時間がかかり、イリ問題がその間に解決してしまう。以上のことを交渉上の重点とした。

一方、琉球帰属問題が日清修好条規の改正と深く関わり、さらにその背景には清国が抱えているロシアとのイリ問題を日本が巧みに利用しようと企図していたことは清国側の李鴻章も十分理解していた。宍戸全権公使と総理衙門の交渉が終わり、その条約内容に清国内で賛否両論が飛び交っている頃、満を持して李鴻章が今後の対日政策に関する上奏文<sup>(32)</sup>を提出した。その内容は大きく3つに分けることができる。

- ① 日本が清露葛藤（イリ問題）を利用していることは明らかで、琉球帰属問題はロシアとの条約締結後に再開すること
- ② 日清修好条規の中に「内地通商」を引き出す「最恵国待遇」条項の

追加を回避すること

- ③ 不毛の土地である宮古島と八重山諸島の割譲には清国にとって価値がないこと

まず、①については、

旋聞日本公使宍戸璣屢在總理衙門催結球案，明知中俄之約未定，意在乘此機會，圖佔便宜。臣愚以為琉球初廢之時，中国以体統攸關，不能不亟與理論，今則俄事方殷，中国之力暫難顧，且日人多所要求，允之則大受其損，拒之則多樹一敵，惟有用延宕之一法最為相宜。蓋此係彼曲我直之事，彼斷不能以中国暫不詰問而轉來尋衅。俟案事既結，再理球案，則力專而勢自張。

とあり、宍戸が交渉時に總理衙門に対して琉球帰属問題に関する条約締結と日清修好条規に最惠国待遇を追加する改正案を要求していた背景には、明らかに清国とロシア間のイリ問題が解決に至っていないことを知った上での行動であることを指摘した。さらに、日本の要求をのめば清国は多大な損害を被り、逆に拒絶すると余計な敵を一つ増やしてしまうことになるので、ここは「延宕＝遷延」、つまり条約の批准を先送りして、イリ問題の解決後に再度日本と交渉の場を持つことを力説している。

続いて②については、

同治十年，日本遣使來求立約，曾國藩建議宜將均霑一條削去，及臣與該使臣伊達宗城往復商訂，並載明兩國商民不准入內地販運貨物，限制稍嚴。嗣後該國屢欲翻悔，均經駁斥。自是秘魯巴西立約亦稍異於前。誠以內治與約章相為表裏。苟動為外人所牽制，則中國永無自強之日。近聞各國駐京公使每有事會商，日本稱不得與。其尚未連為一氣者，未始不因立約之稍異也。至內地通商，西人以置買絲茶為大宗，資本較富，稍顧体面。日本密邇東隅，文字語言略同，其人貧窘，貧利無恥，一聞此例，勢必紛至沓來，與吾民爭利，或更包攬商稅，為作奸犯科之事。明代倭寇之興，即由失業商

人勾結内地奸民，不可不防其漸。此議改旧約尚宜酌度之情形也。とあり，今回日本が要求している「最恵国待遇」を認めると，日本に西欧諸国と同等の「内地通商」を許可しなければならないことを危惧している。なぜなら，日本人は西欧人と異なり貧困で無恥であるため，通商上で必ず清国の市場を荒し，清国商人に被害を与えると述べている。ここから見てわかるように，李鴻章はあくまでも「最恵国待遇」については反対の立場を取っている。

最後に③については，

琉球原部三十六島，北部九島，中部十一島，南部雖有十六島，而周迴不及三百里。北部中有八島早被日本佔去，僅存一島。去年日本廢滅琉球，經中国疊次理論，又有美前統領格蘭忒從中排解，始有割島分隸之說。臣與總理衙門函商，謂中国若分球地，不便収管，只可還之球人，即代為日本計算，舍此別無結局之法。此時尚未知南島之枯瘠也。本年二月間，日本人竹添進一來津謁見，稱其政府之意，擬以北島，中島歸日本，南島歸中国，又添出改約一節。臣以其将球事與約章混作一案，顯係有挾而求，嚴詞斥之，不稍假借，曾有筆談問答節略兩件，抄寄總理衙門在案。

とあり，李鴻章は琉球から清国に渡って琉球救国活動を続けていた琉球人の向徳宏から「中島物産較多，南島貧瘦僻隘，不能自立」と宮古島・八重山諸島の土地が瘠せて，人が住んで自立していくのはほとんど不可能に近いことを知らされていた。さらに「球王及其世子日本又不肯釈還，遂即函商總理衙門，謂此事可緩則緩，冀免後悔。此議結球案尚宜酌度之情形也」と日本が琉球王を釈放する見込みもないため，実際には清国が得るものは皆無に近いにもかかわらず，竹添は事前会談で宮古島・八重山諸島の割譲と日清修好条規の期限内改正を混同させてきたと批判している。このように，李鴻章は領土割譲問題，条約改正問題，外交上の平和路線，清国が置かれている状況，これらを考慮して批准か拒否の二者択一ではなく，その中道の「延宕＝遷延」という手段を選択した。

清国とロシアの間で起こったイリ問題が、海を隔てた日本との間で奇しくも同時期に似たような領土問題として同時進行していく。井上外務卿、李鴻章の発言を見てもわかるように、琉球処分は日本と琉球の内政問題ではなく、第三国の国際問題と連動する極めて国際的な要素を帯びている。

#### 四 おわりに

これまで見てきたように、明治政府が遂行した琉球処分は日本国内のみならず、清国、アメリカ、ロシアと関わりながら、外交案件としての琉球帰属問題にその姿を変え、また日本の対外条約改正政策における外交カードの一つとして国際関係の枠に組み込まれていった。

1886年、井上外務大臣は欧米諸国との条約改正を最優先課題と掲げながら、日清修好条規の期限内条約を水面下で進めていた。<sup>(34)</sup>北京での改約分島交渉が決裂し、琉球帰属問題との連動に失敗した井上はその後も諦めることなく、引き続き清国との条約改正交渉に力を注ぎ、清国駐節公使の鹽田三郎を特命全権公使に任命し、日清修好条規改正の任務にあたらせた。<sup>(35)</sup>また同日付で送られた内訓には全22条と附約からなる「日清修好条規通商章程改正草案」が附属書として明記されていた。<sup>(36)</sup>日清修好条規の調印当初から、改正を切望していた日本にとって最も大きな壁は「改正及び期間に関する規約」であった。改正草案ではこの部分が変更され、その第21条では「本条約ハ両国君主批准ノ日ヨリ滿五ヶ年ヲ以テ期限トス訂盟両国ノ一方ニ於テ改正ヲ要スルカ又ハ期限ニ随ツテ本条約ヲ終了セント欲スルトキハ一ヶ年前互相ニ之ヲ他ノ一方ニ予報ス可シ若シ其予報ナキトキハ滿五年ノ後ト雖モ一ヶ年間ハ仍ホ期限ヲ繼續シタルモノトス」と、現行条規では特別に明記されなかった「改正」に関する事項を設けた。しかし、幾度の交渉の末、総理衙門は「税目施行」に関する項目と「条約改正期限」に関する項目については「不同意」を表明

したため、1888年9月、日本側から清国駐劄鹽田公使を通じて総理衙門へ条約改正談判の中止を申し入れた。<sup>(37)</sup> こうして明治政府の長きにわたって進められてきた対清国「条約改正」政策は目的を果たせないまま幕を閉じた。

琉球帰属問題と日清修好条規の期限内改正が解決に到らなかったのには、やはり二つの大きな時代の変遷を象徴する冊封体制と条約体制が根本的に相容れなかったためではなからうか。この二つの体制の衝突が日本と清国をめぐる領土問題と条約改正に具現化され、お互いに妥協点を見出せないまま、平行線をたどっていく。外交案件としての琉球帰属問題をめぐる改約分島交渉が一度は正式交渉の場で妥結に至り、「問題」「交渉」「妥結」「条約」へと近代システム上の外交プロセスを経たもの、清国側の調印拒否によって明治政府の外交交渉は水泡に帰すことになる。19世紀、東アジアに近代条約システムが到来し、時代の変遷とともに中国を中心とする既存の冊封体制との矛盾が潜在的に内包されていくという点から見ると、外交案件としての琉球帰属問題はこれら二大システムの矛盾を顕在化する形で歴史に刻み込まれたと言っても過言ではない。

#### 【注】

- (1) 本稿のテーマに沿って外交案件としての琉球処分を扱った代表的な先行研究として、著書では我部政男『明治国家と沖縄』(三一書房、1979年)、山下重一『琉球・沖縄史研究序説』(御茶の水書房、1999年)西里喜行『清末中琉日関係史の研究』(京都大学学術出版会、2005年)、波平恒男『近代東アジア史のなかの琉球併合—中華世界秩序から植民地帝国日本へ』(岩波書店、2014年)、研究論文では三浦周行「明治時代に於ける琉球所属問題」(『史学雑誌』42-7・42-12、1931年)、三国谷宏「琉球帰属に関するグラントの調停」(『東方学報』京都第十冊第三分、東方文化研究所、1939年)、植田捷雄「琉球の帰属を繞る日清交渉」(『東洋文化研究所紀要』2、1951年)、遠山茂樹「明治初年の琉球問題」(『歴史評論』83、1957年)、藤村道生「琉球分島交渉と対アジア政策の転換—明治十四年政変の国際的条件—」(『歴史学研究』373、1971年)、我部政男「日本の近代化と沖縄」(岩波講座『近代日本と植民地1-植民地帝国日本』岩波書店、

1992年), 拙稿「琉球分割条約にあたるイリ条約の影響」(『沖縄文化研究』30, 法政大学沖縄文化研究所, 2004年), 拙稿「琉球帰属問題からみる李鴻章の対日政策」(『琉球・沖縄研究』第3号, 早稲田大学アジア研究機構琉球・沖縄研究所, 2010年), 拙稿「日清琉球帰属問題と清露イリ帰属問題一井上馨・李鴻章の外交政策を中心に」(『沖縄文化研究』37, 法政大学沖縄文化研究所, 2011年)がある。

- (2) この研究動向として, 琉球処分の歴史的意義や「処分」という言葉の解釈に多くの注目が注がれてきた。森宣雄「琉球は「処分」されたかー近代琉球対外関係史の再考」(『歴史評論』603, 歴史科学協議会, 2000年)。なお, これまでの琉球処分論の先行研究をまとめたものとして大里知子「『琉球処分』論と歴史意識」(『沖縄文化研究』38, 法政大学沖縄文化研究所, 2012年)が参考になる。
- (3) 当然のことながら, 時代が変わればその言葉の持つ意味合いも変わってくる。特に, 歴史学研究では100年以上も前の言葉を扱う際には慎重を要する。中国の清朝時代末期に見られる「属国」という言葉の持つ概念が, 現代のものとは異なるのが良い例である。
- (4) 植田捷雄, 前掲論文151頁
- (5) 植田捷雄, 前掲論文200頁
- (6) 西里喜行, 前掲書329頁~330頁
- (7) 「井上外務卿ヨリ米国公使宛／琉球三分説ニ関シ「グラント」將軍ト相談ノ上清国公使へ談話シタルコトアリヤ問合ノ件」明治13年4月19日(『琉球所属問題』第1(83)561頁~563頁)。
- (8) 「米国公使ヨリ井上外務卿宛／琉球三分説ニ関シ「グラント」將軍ト相談シタルコトモ清国公使へ話シタルコトモナキ旨回答」明治13年4月20日(『琉球所属問題』第1(84)564頁~567頁)。文中の「Ho-Ju-Chang」は何如璋, 「Lew Chew qustion」は琉球問題をそれぞれ指す。
- (9) 西里喜行, 前掲書334頁
- (10) 米慶余『琉球歴史研究』(天津人民出版社, 1998年), 孫玉鳳「何如璋と日本琉球交渉」(『西安社会科学』5, 2010年), 戴東陽「何如璋と早期中日琉球交渉」(『清史研究』3, 2009年), 感其章「李鴻章と中日琉球交渉」(『歴史教学』3, 2007年)また, 最近では日中間の領土問題を契機に「固有の領土論」をめぐって琉球帰属問題に関する研究が増えている。学術的研究とアイデンティティが密接に関わっている点では, 沖縄の日本本土復帰(1972年)前後に, 沖縄の研究者が発表する琉球処分関係の研究が集中している状況と似ている。
- (11) これまで多くの研究者に利用されてきた資料として, 日本側には外務省編『日本外交文書』(巖南堂出版), 外務省編『琉球所属問題』(外務省外史史料館所蔵), 松田道之編『琉球処分』, 喜舎場朝賢『琉球見聞録』, 中国側には故宮博物院編『清光緒朝中日交渉史料』(北平故宮博物院), 王彦威等編『清季外交史料』(文海出版社), 『李文忠公全集』全九冊(海南出版社, 1997年)がある。近年, 中国における近代史史料編纂事業の発展によって, 多くの資料が刊行さ

れている。顧廷龍・戴逸主編『李鴻章全集』全三十九冊（国家清史編纂委員会・文献叢刊，安徽教育出版社，2008年）は既存の『李文忠公全集』で収録されていない未完の史料も含まれており，中国近代外交史を読み解くためには直隸総督・北洋大臣である李鴻章の書簡，奏議，電報は必読である。本稿では『李文忠公全集』と照らし合わせながら、『李鴻章全集』を使用する。

- (12) 拙稿「琉球帰属問題からみる李鴻章の対日政策」（『琉球・沖縄研究』3，早稲田大学琉球・沖縄研究所編，2010年）参照。
- (13) 「附 与日本竹添進一筆談節略」光緒5年10月24日（『李鴻章全集』32，信函4，498頁～500頁）／「竹添進一郎李鴻章對話中ノ一節／李鴻章ノ所説」明治12年12月7日（『琉球所属問題』第1（63）443頁～445頁）。なお，『琉球所属問題』ではこの筆談の前半は「前略」，後半は「以下省略」とあるが，『李鴻章全集』には省略部分も記載されている。
- (14) 「井上外務卿ヨリ太政大臣宛／琉事存案」明治13年3月4日（『琉球所属問題』第1（69）486～492頁）
- (15) 「清国トノ修好条規並ニ通商章程」明治4年7月29日（『大日本外交文書』4巻（153），203頁～221頁）
- (16) 「克蘭氏」はグラントのことを指す。
- (17) 「井上外務卿ヨリ宍戸公使宛／内訓条-特命全権公使従四位勲二等 宍戸璣」明治13年6月29日（『琉球所属問題』第1（72）497～501頁）。なお，附属書の註によると「訓条及内訓条ハ一旦三月九日付ヲ以テ竹添氏ニ托シ發送シタルモ竹添氏李鴻章ト会谈ノ上変更ヲ要スルモノト思料シ持帰リタル為メ更ニ六月二十九日附トシテ竹添氏ニ托シ送付シタルモノナリ」としている。「井上外務卿ヨリ清国駐劄宍戸公使宛／章程改正并琉球案件開談ニ関シ内訓ノ件」明治13年3月9日（『日本外交文書』13巻（124），附属書3「宍戸公使へ内訓条并増加条約案」，369頁～373頁）
- (18) 「与日本委員竹添進一晤談節略」明治13年3月26日／光緒6年2月16日（『李鴻章全集』32，信函4，521頁～524頁），「与日本委員竹添進一筆談節略」明治13年4月4日／光緒6年2月25日（『李鴻章全集』32，信函4，528頁～530頁），「竹添天津領事ヨリ井上外務卿宛／李鴻章ニ面会琉球三分説ハ【グラント】將軍ノ意志ニ非サル旨陳述」明治13年8月4日（『琉球所属問題』第2（101）21頁～25頁）
- (19) 「宍戸公使ヨリ井上外務卿宛／琉球問題着落近日調印ノ運トナリタル件」明治13年10月22日（『琉球所属問題』第2（122）171頁～174頁），「清国駐劄宍戸公使ヨリ井上外務卿宛／総理衙門ニ於ケル談判結了ノ模様報告ノ件」明治13年10月22日（『日本外交文書』13巻（129）376頁）
- (20) 「井上外務卿ヨリ太政大臣宛／井上毅ノ持帰リタル条約案及附属書類」明治13年11月13日（『琉球所属問題』第2（126）186頁～207頁），条約案の内容については他にも「清国駐劄宍戸公使ヨリ井上外務卿宛／総理衙門ニ於ケル談判結了ノ模様報告ノ件」明治13年10月22日（『日本外交文書』13巻（129）附記「球

- 案専條」376頁～379頁)にも記載されている。なお、中国側の史料『清光緒朝中日交渉史料』、『清季外交史料』には交渉の経過と「球案条約底稿」、「加約底稿」、「憑単底稿」が合わせて記載されている。「總理各国事務衙門奏與日本使臣議結琉球案摺」(『清光緒朝中日交渉史料』卷2 (53) 光緒6年9月25日, 8頁～9頁), 「附件一 總理各国事務衙門錄呈球案条約底稿」(『清光緒朝中日交渉史料』卷2 (53) 光緒6年9月25日, 9頁), 「附件二 總理各国事務衙門錄呈加約底稿」(『清光緒朝中日交渉史料』卷2 (53) 光緒6年9月25日, 9頁～10頁), 「附件三 總理各国事務衙門錄呈變通商約憑単底稿」(『清光緒朝中日交渉史料』卷2 (53) 光緒6年9月25日, 10頁), 「附件四 總理各国事務衙門申明議結球案情形片」(『清光緒朝中日交渉史料』卷2 (53) 光緒6年9月25日, 10頁), 「綜署奏日本廢琉球一案已商議辦結摺」(『清季外交史料』卷23, 光緒6年9月25日, 15頁～17頁), 「綜署奏琉球南島名屬華実属日不定議無以善後片／附球案条約憑単擬底」(『清季外交史料』卷23, 光緒6年9月25日, 17頁～19頁)。
- (21) 拙稿「日清琉球帰属問題と清露イリ境界問題—井上馨・李鴻章の対外政策を中心に—」(『沖繩文化研究』37, 法政大学沖繩文化研究所編, 2011年)
- (22) 日本国内における先行研究は窪田文三『支那外交通史』(三省堂, 1928年), 吉田金一『近代露清關係史』(近藤出版社, 1974年), 片岡一忠『清朝新疆統治研究』(雄山閣出版, 1991年), 大坪慶之「イリ問題にみる清朝中央の政策決定過程と總理衙門」(『東洋史研究』70 (3) 東洋史研究会, 2011年), また琉球帰属問題との関連性については拙稿「琉球分割条約に与えるイリ条約の影響」(『沖繩文化研究』30法政大学沖繩文化研究所, 2004年), 拙稿「日清琉球帰属問題と清露イリ境界問題—井上馨・李鴻章の対外政策を中心に—」(『沖繩文化研究』37法政大学沖繩文化研究所, 2011年)がある。当然ながらイリ問題は清国とロシアの外交問題でもあり, 日本外交に直接影響を与えていないという認識から日本国内ではそれほど関心が注がれず, 中国国内に比べると先行研究の数自体は少ない。中国側の代表的な先行研究として, 厲声『中俄伊犁交涉』(新疆人民出版社, 1995年), 李恩涵『曾紀澤的外交』(中央研究院近代史研究所, 1966年), 李之勤「中国与俄国的边界」下卷(呂一燃主編『中国近代辺境史』上, 四川人民出版社, 2007年)がある。また英語文献として, 徐中約『The Ili Crisis A Study Of Sino-Russian Diplomacy』(Oxford University Press, 1965年)がある。
- (23) 「簽註中俄條約十八條」「簽註中俄陸路通商章程」「簽註中俄愛理專條」「簽註兵費及恤欸欸專條」(『清季外交史料』卷19, 「綜署奏俄國分界通商各事經審訂簽注擬議弁法摺」附屬書22頁～48頁)
- (24) 「禮親王世鐸等奏軍機處等會議崇厚與俄所訂約章專條窒礙難行請遣使前往轉圜摺」(『清季外交史料』卷19, 1頁～3頁)
- (25) 「中俄改訂條約」專條」「中俄改訂陸路通商章程」「俄商前往中国貿易過界卡倫單」光緒7年7月25日互換(『清季外交史料』卷25, 「綜署奏中俄換約日期摺」附屬書30頁～42頁)
- (26) 「井上外務卿ヨリ宍戸公使宛／清魯葛藤ノ好機ニ投シ談判方ノ件」明治13年

- 8月31日（『琉球所属問題』第2（105）51頁～52頁）
- (27) 「井上外務卿ヨリ竹添天津領事宛／宍戸公使ト協力シ談判ニ尽力セラレ度旨」明治13年8月31日（『琉球所属問題』第2（106）53頁～55頁）
- (28) 「竹添天津領事ヨリ井上外務卿宛／尚泰ヲ沖繩県令ト為スノ案」明治13年7月11日（『琉球所属問題』第2（96）1頁～4頁）
- (29) 「井上外務卿ヨリ竹添天津領事宛／尚泰ヲ沖繩県令ニ任スルハ考慮ヲ要スル件」明治13年7月28日（『琉球所属問題』第2（98）7頁～11頁）
- (30) 「井上外務卿ヨリ品川上海総領事宛／魯国人士ニ厚ク接スルニ意ヲ用ユヘキ様訓令」明治13年9月29日（『琉球所属問題』第2（114）99頁）
- (31) 「井上外務卿ヨリ宍戸公使宛／対清政策及中山王冊立ニ関スル件」明治13年9月29日（『琉球所属問題』第2（115）100頁～106頁）
- (32) 「直隸總督李鴻章覆奏球案宜緩允摺」（『清光緒朝中日交渉史料』巻2（59）光緒6年10月初9日，14頁～17頁）／「直督李鴻章奏日本議結琉球案牽涉改約暫宜緩允摺」（『清季外交史料』巻24，光緒6年10月初9日，3頁～8頁）／「天津在勤竹添領事ヨリ井上外務卿宛／李鴻章ノ意向情報ノ件」（『日本外交文書』13（131）附記「光緒六年十月初九日李鴻章奏議」380頁～383頁）
- (33) いわゆる「脱清人」と呼ばれ、琉球処分によって国として消滅された琉球国の存在を再び取り戻そうと、琉球から清国に渡り李鴻章を始めとする各要人に嘆願した。代表的な資料集として西里喜行編『琉球救国請願書集成』（法政大学沖繩文化研究所，1992年），西里喜行「洋務派外交と亡命琉球人（1）—琉球分島問題再考」（『琉球大学教育学部紀要』36，1990年）がある。先行研究には後田多敦『琉球救国運動—抗日の思想と行動』（出版舎Mugen，2010年），西里喜行「琉球救国運動と日本・清国」（『沖繩文化研究』13，法政大学沖繩文化研究所，1987年）がある。
- (34) 津田多賀子「日清条約改正の断念と日清戦争」（『歴史学研究』歴史学研究会編，1993年）参照。
- (35) 「井上外務大臣ヨリ清国駐劄鹽田公使宛／日清修好条規通商章程改正提議ニ関シ内訓ノ件」明治19年3月31日（『日本外交文書』19巻（37）附記「御委任状案」121頁～124頁）
- (36) 「井上外務大臣ヨリ清国駐劄鹽田公使宛／日清修好条規通商章程改正ニ関スル件」明治19年3月31日（『日本外交文書』19巻（38）附属書「日清修好条規通商章程改正草案」124頁～129頁）
- (37) 「清国駐劄鹽田公使ヨリ大隈外務大臣宛／総署ヨリ専条不同意ノ回答接受ノ件報告並ニ談判中止ノ前税目施行ト修約期限ノ二点ヲ交渉スヘキヤ何ノ件」明治21年8月24日（『日本外交文書』21巻（28）103頁～105頁），「清国駐劄鹽田公使ヨリ大隈外務大臣宛／改正談判中止方総署ニ申入レタル次第報告ノ件」明治21年9月14日（『日本外交文書』21巻（29）106頁～107頁）